

議案第 4 7 号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の改正に伴い、保険料の減免規定を加えるため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由に該当すること。

第 1 0 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、町長が同項第 6 号に規定する理由に該当すると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 保険料</p> <p>第4条から第9条 略 (保険料の減免)</p> <p>第10条 略 (1)から(5) 略 <u>(6)前各号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由に該当すること。</u></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が同項第6号に規定する理由に該当すると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 保険料</p> <p>第4条から第9条 略 (保険料の減免)</p> <p>第10条 略 (1)から(5) 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>